

(支 出)

款 項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1. 事業費	502,000 千円	9,100 千円	492,900 千円	(株)トーメン所有地502,000千円 土地1,376.33 m^2 ×240,000 $\frac{円}{m^2}$ ÷330,000千円、建物補償172,000千円
1. 土地取得費	502,000	9,100	492,900	
2. 宅地造成費	0	0	0	
3. 前年度未払金	0	0	0	
2. 管理費	4,984	2,630	2,354	
1. 一般管理費	4,984	2,630	2,354	報酬200千円、旅費62千円、交際費20千円、消耗品費20千円、食糧費60千円、役務費10千円 委託料3,402千円、使用料及び賃借料20千円、工事費1,170千円、負担金20千円
3. 借入金償還金	0	224,610	△224,610	
1. 借入金償還金	0	224,610	△224,610	
4. 業務外支出	32,716	9,004	23,712	
1. 支払利息	32,716	9,004	23,712	継続借入分7,260千円、トーメン用地取得費分25,341千円、一般管理費分115千円
5. 予備費	2,862	1,704	1,158	
1. 予備費	2,862	1,704	1,158	
合 計	542,562	247,048	295,514	

昭和60年度福生市土地開発公社資金計画

(出 支)

出 支	前年度予算	本年度予算	内 容
424	001.0	200.000	事業費
424	001.0	200.000	土地開発費
	0	0	事業外収入
	0	0	繰越金
	080.0	480.4	管理費
	080.0	480.4	一般管理費
△224	010.422	0	借入金返済金
△224	010.422	0	借入金返済金
23	000.0	327.10	業務外支出
23	000.0	327.10	業務外支出
1	07.1	280.0	予備費
1	07.1	280.0	予備費
202	240.42	242.200	合 計

区 分	当年度予定額
受入資金	542,562 千円
1. 事業収入	0
2. 借入金	538,908
3. 事業外収入	324
4. 繰越金	3,330
支払資金	542,562
1. 事業費	502,000
2. 管理費	4,984
3. 借入金償還金	0
4. 業務外支出	32,716
5. 予備費	2,862
差 引	0

3月29日(水)

監査委員事務局

昭和60年4月中における収入税の徴収に

する現金の出納状況並びに関連事項

(写)

福総庶発第九百七十号

昭和六十年六月十一日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

追加議案の送付について

昭和六十年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第六十四号 福生市議会の議員の昭和六十年六月期期末手当の支給割合を定める

条例

二 議案第六十五号 福生市の一般職の職員の昭和六十年六月期期末手当の支給割合を定める条例

第二日目

第三日目

十七番	東田	正治	君
十五番	加藤	謹之助	君
十三番	小野沢	久	君
十一番	原	敏子	君
九番	上野	重勝	君
七番	井上	寅吉	君
五番	赤星	行人	君
三番	村野	和一郎	君
一番	林田	武	君

十八番	堀川	寛	君
十六番	高水	惣八	君
十四番	仲村	清信	君
十二番	遠藤	洋一	君
十番	木村	徳藏	君
八番	石川	保	君
六番	齋藤	葵	君
四番	石川	泰一	君
二番	在原	博	君

昭和六十年六月十二日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

第二回福生市議会 定例

会会議録(第七号)

十九番 宮沢 良一 君

二十番 指田 保雄 君

二十一番 森田 治男 君

二十二番 村尾 栄次 君

二十三番 田村 市郎 君

二十四番 関 米吉 君

一 欠席議員は次のとおりである。

一 欠員は次のとおりである。

昭和六十一年六月十一日 野村市議会議員第二回臨時市議会 会合開始時刻

第二回臨時市議会

会合開始時刻

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 局長 井上 久男 君

議事係長 島田 幸治 君

臨時事務補佐員 川久保 友子 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村 匡雄 君

助役 古谷 徳男 君

収入役 高水 惣八 君

教育長 森田 猛 君

企画財政部長 内田 和雄 君

総務部長 浅見 裕康 君

市民部長 古谷 正夫 君

福祉部長 生子 国利 君

建設部長 森田 進 君

教育次長 須崎 進 君

監査委員 小野 光朗 君

選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十年第二回福生市議会定例会議事日程 (第二日目)

開議日時 六月十二日(水) 午前十時

日程第一 議案第四十二号

福生市行政改革審議会条例

日程第二 議案第四十三号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第四十四号

昭和六十年年度福生市一般会計補正予算(第一号)

日程第四 議案第四十五号

昭和六十年年度福生市老人保健医療特別会計補正予算
(第一号)

日程第五 議案第四十六号

昭和六十年年度福生市下水道事業会計補正予算(第一
号)

日程第六 議案第四十七号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第七 議案第四十八号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第八 議案第四十九号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第九 議案第五十号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第十 議案第五十一号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十一 議案第五十二号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十二 議案第五十三号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十三 議案第五十四号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十四 議案第五十五号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十五 議案第五十六号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十六 議案第五十七号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十七 議案第五十八号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十八 議案第五十九号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十九 議案第六十号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十 議案第六十一号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十一 議案第六十二号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十二 議案第六十三号

市道路線の廃止について

日程第二十三 諮問第一号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取につ
て

日程第二十四

諮問第二号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

日程第二十五

陳情第六十一号

「外国人登録法」改正に関する陳情書

日程第二十六

請願第六十一号

すべての合成洗剤をなくし安全な石けんの普及に関する請願書

日野葉十八

議案第五十六号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

日野葉十七

議案第五十八号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

日野葉十六

議案第五十五号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

日野葉十五

議案第五十六号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

日野葉十四

議案第五十五号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

日野葉十三

議案第五十四号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

日野葉十二

議案第五十三号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

日野葉十一

議案第五十二号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

日野葉十

議案第五十一号

沼田市水道局の一般会計補正予算(第一号)

午前十時 開議

○議長(森田治男君)

ただいまから昭和六十年第二回沼田市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長(森田治男君)

この際、報告事項がありますので、事務局長をして

諸般の報告をいたして下さる。

(井上議事事務局長報告)

一 請願書の受理について(別添参照)

○議長(森田治男君)

以上で報告は終わりました。

○議長(森田治男君)

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) おはようございます。御指名でござりますので、昨日、本会議終了後開催いたしました議会運営委員会の結果につ

さまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに請願書が一件提出されましたので、本日の日程の最後に追加して審議を願うこととし、それ以外は初日の日程の順序のとおりといたしました。

請願書の取り扱いについては、建設委員会に付託し審議を願うことといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(森田治男君)

ただいま委員、長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森田治男君)

これより日程に入ります。

日程第一議案第四十二号 福生市行政改革審議会各事例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君)

御指名をいただきましたので、議案第四十二号 福生

市行政改革審議会各事例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

各例の内容の説明に入る前に、今回御提示申し上げました福生市の行政改革の推進につきまして、その概要を説明させていただきます。

最初に福生市の行政改革の推進の基本的な考えでございますが、市長も前から議会等で言明してございすように、福生市の行政改革につきまして、おのれのためにみずから行くことを基本的に置き実施していくものでございます。そこで、この行政改革推進に当たっては行政大綱を策定し、それに沿って実施してまいりてございす。この行政大綱の策定には、ただいま御提案をさせていただいてございす各例による審議会も設置いたしましたして、審議会の中で個々の具体的内容につきまして御審議をいただき、その審議結果をもとに市長が本部長たり、助役、収入役、教育長及び部長職を構成する行政改革推進本部が行事大綱を策定してまいりてございす。

それでは本題でございます。福生市行政改革審議会各条例につきまして提案理由とこの内容につきまして御説明申し上げます。

御承知のとおり、福生市では前々から市議会の御指導をいただき給ひ、定員管理の適正化、組織機構の見直し等、鋭意努力を重ねてまいりました。が、市を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況でございます。そこで、このよう状況の中にあつて、やがて来る高齢化や情報化社会に対応し、多様化する市民要望に応えらるる活力ある地域社会への形成や住民福祉の増進を図っていくために高度経済成長期に肥大化した行財政全般を見直し、時代に沿った簡素にして効率的な行財政運営の確立を図っていく必要があります。そこで、これらの実現に向け行政改革を推進していくに当たり市民や民間有識者などで構成する審議会を設置し行政全般の見直しの検討等をしていただくため本条例の提案を申し上げた次第でございます。

そこで各条例の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一条例の設置でございますが、先ほど申し上げましたとおり効率的な行政を推進するために御審議いただく事審議会を設置いたしますものでございます。

第二条例につきましては審議会の所掌事項を明確に定めた事項でございます。

第三条例は審議会の組織を定めたもので、委員は八人以内で組織する。

選出区分は市議会議員一人、市民の代表の方、知識経験者、関係行政機関の職員の方で構成するものでございます。なお、市民の代表の方の選出内容は事業等の経営者、勤労者、婦人の方と一ずつ選出する予定でございます。それから知識経験者につきましては、行政に對し造詣の深い人や大学で行政や経営学を専攻してられる大学の教授等と予定しております。また、関係行政機関の職員につきましては市の機関以外の公務等にお勤めされている行政経験の豊かな方を予定しております。

次に第四条例でございますが、第四条例は委員の任期や委員の欠員が生じた場合の後任者について定めております。

第五条例は審議会の会長及び副会長に関する規定でございます。第二項につきましては会長の選出方法、第三項は会長の職務、第四項は会長の職務代理を定めた規定でございます。

第六条は会議を定めた規定でございます。会議の招集及び会議の議長は会長が行う旨規定してございます。また第二項及び第三項につきましては、会議の定数及び議決権を定めた規定でございます。

第七条は、審議会の庶務は企画財政部調整担当で行う旨を規定してございます。

次の第八条は委任事項でございます。この条例に定めがたい事項につきましては別に市長が定めることとできる規定でございます。

それから最後の附則でございますが、第一項は施行期日を定めたもので、公布の日から施行いたす規定でございます。また第二項につきましては、本条例第六条第一項の会議の招集について特例を規定したもので、最初に開催される審議会には市長が招集し、会長が互選するまでの間、会議の議長になる規定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げます。説明にかえらしていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終りました。

これより本案に對する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君)

総務委員会に付託されるものでしょうけれども、二つぐらゐ質問

したいと思つてます。

この設置の第二条の簡素にして効率的な市政の実現というんですけれども、これは具体的にはどういふことなのかというところを教えていただくのと、第三条の市民の代表というところが今説明がありました。事業の経営者と労働者と婦人というところ。こういう分野から一人ずつで三人になるんだと思つてますけれども、事業の経営者だと労働者、婦人というわけはたくさんいらつしやるわけですね。どういふふうなところからというふうな、そういうやつでいただく委員の、その婦人だけ取り上げてもらつていいというふうな、そういう基準がありましたら教えていただきたいと思つてます。

それとですね、第六条の三ですね、この審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決すということですが、これは第三条の組織のところで見ますと、結局は各会から委員を選出してこれを審議していただくわけですが、それが結果的に賛否占むところとくに過半数をもって決するということになりまして、各会から出ている方々の意見がこれはなかなか反映されないのではないかというふうに思つて